

### 3.4.3 刊行規程

昭和33年 5月理事会決  
昭和61年 1月21日理事会改正 イ)  
2011年 4月12日理事会改正 ロ)  
2013年 5月15日理事会改正 ハ)  
2016年 5月11日理事会改正 ニ)

第1条（目的） この規程では、本会が定款第5条第3号に定める研究成果その他の刊行物（会誌および論文集等を除く）を刊行するにあたって必要な事項を定める。ロ)

第2条（定義） この規程において、著作物とは、本会の活動において創作された著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。

2. この規程において、著作権とは、著作権法第21条から第28条に規定された権利をいう。ロ)

3. この規程において刊行物とは、刊行委員会が本会の目的達成のため必要と認め、適当と判断した媒体および方法で作製し、販売方法を定めた著作物であって、次の各号に該当するものをいう。ロ) ニ)

- (1) 委員会が行った調査研究の成果
- (2) 教材用図書および技術指導書
- (3) 各種災害調査報告書等
- (4) 会員の研究、業務に関し必要な法令、規格書等
- (5) 本会が保有する文献、資料、記録等
- (6) その他刊行委員会が必要と認めたもの

4. 前項に該当しないものについては、この規程は適用しない。ロ) ニ)

第3条（刊行名義） 刊行物は本会の名義で発行する。ハ)

第4条（著作権の取扱い） 刊行物の著作権の帰属およびその取扱いについては、別に定める細則による。ニ)

第5条（刊行手続） 著作物を刊行しようとする委員会（以下、編著委員会という）は、企画（改定（訂）を含む）の大綱が確定し、上位の委員会の議を経た後、執筆に着手する前に刊行委員会に別に定める刊行企画書を提出し、執筆着手の承認を得るものとする。ニ)

2. 編著委員会は、完成原稿を入稿する前に、前項の手続に準じて、刊行委員会に別に定める刊行計画書を提出し、刊行の承認を得なければならない。ロ) ニ)

3. 特に緊急を要する著作物については、前2項の規定にかかわらず、刊行委員会委員長の承認を得て、執筆または刊行に着手することができる。

4. 前3項の手続きを経たにもかかわらず、長期にわたり執筆や完成原稿の提出が認められない企画について、刊行委員会は、当該の編著委員会に対して進捗状況の報告や刊行手続きのやり直しを求めることができる。ロ) ニ)

第6条（刊行の認否） 刊行委員会は刊行企画の内容を精査し、本会の刊行物としての刊行の認否を決定する。なお、審議にあたって必要であれば、刊行委員会は関係委員会に当該の刊行企画の内容について審議を依頼することができる。ロ) ハ) ニ)

2. 刊行委員会は、刊行企画の重要性、本会財政に及ぼす影響等を勘案のうえ、下記により

その作製・発売・頒布の方法とその媒体を定める。ロ) ハ) ニ)

(1) 作製・発売・頒布の方法

- 1) 直営：本会の目的上または運営上、とくに重要と判断したとき。
- 2) 委託：本会の運営上または当該刊行物の販売上、他の法人に委託することが望ましいと判断したとき。

(2) 媒体

- 1) 紙媒体
- 2) 電子媒体
- 3) その他（販売に相当と認められるもの）

第7条（刊行物の重版・絶版） 既刊刊行物の重版・絶版については、刊行委員会が編著委員会等の意見を徴した上で決定する。ただし、絶版の手続きについては、別に定める内規による。ニ)

2. 委託形式の重版・絶版の場合は委託先法人の意見を徴するものとする。ロ) ニ)

第8条（著作者等の明示） 刊行物には当該刊行物を作成した編著委員会名、委員長名、委員名を表記し、かつ、著作者（執筆者）名を明示しなければならない。ニ)

第9条（刊行物の二次利用等） 刊行物の二次利用等（引用・転載、翻訳等）について許諾を求められたときは、本会は別に定める内規により諾否を決定する。ロ) ニ)

第10条（出版権の譲渡） 本会が著作物の出版権を第三者に譲渡する場合は、当該の編著委員会の意見を徴し、刊行委員会の議を経て、会長が行う。ロ) ニ)

第11条（執筆報酬） 本会は、刊行物に掲載された著作物の著作者に対し、下記により執筆報酬を支払う。ロ) ニ)

1. 種別と算定方式：執筆報酬の算定は印税方式と原稿料方式とに分け、そのいずれによるかは、編著委員会の意見に基づき、刊行委員会が決定する。ロ)

(1) 印税方式：納本・寄贈を除き支払期までに販売した部数（会員特価等によるものはその販売部数、その他は定価による販売部数）を基準として下表に定める率を乗じた額を支払うものとする。ロ) ニ)

〔(売価×印税率) × 販売部数 = 印税額〕

摘 要	率
1. 学会の使命上、採算性を考慮できない直営刊行物	刊行委員会が決定する
2. 直営刊行物	売価の8%
3. 委託刊行物	取得印税の56%

(2) 原稿料方式：刊行委員会で定めた額および方法による原稿買取りとする。

2. 控 除：編著にあたって資料調査費および資料収集費または原案執筆謝礼等を別途に支払ったものに対しては、刊行委員会において印税率を減ずることができる。ロ) ニ)

3. 細配分：印税方式、原稿料方式いずれの場合でも、その総額で算定し、細配分を必要とするときは編著委員会に一任する。なお、改定(訂)等の場合には、実情に応じて旧委員会の執筆者に対する配分も考慮する。ロ)

4. 編著委員会解散：編著委員会を解散する場合、解散後の配分方法については刊行委員会が定める。ロ)

5. 全面改定(訂)：学術の進歩に伴って新しい編著委員会が全面改定(訂)を行った場合、旧編著委員会は、原則として執筆報酬の権利を喪失する。ロ)
6. 支払方法：執筆報酬の支払は、原則として印税方式の場合は毎年12月に精算して支払い、原稿料方式の場合は発行後3か月以内に支払う。ロ)
7. 現物支払：執筆報酬は、編著委員会の希望により、現物をもってその一部に代えることができる。ロ)
8. 寄贈：刊行物は、その初版または改定(訂)の場合に限り、編著委員会に原則として1部寄贈することができる。ロ)ニ)
9. 監修・校閲料：編集報酬として監修・校閲料の支払いを必要とする場合、編著委員会の意見を徴したうえで、刊行委員会が決定する。ロ)

第12条(規程の改廃) この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。ニ)

#### 附 則

1. 本規程は、2016年5月11日より実施する。